

役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人空知しんきん産業文化振興基金（以下、「この法人」という。）の定款第 14 条及び第 28 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 評議員会で選任された役員のうち、常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者を言う。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人の役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員に対しては理事会の出席等、必要な都度、定額で支払うことができる。
- 3 評議員に対しては、評議員会の出席等、必要な都度、定額で支払うことができる。

(報酬額の決定)

第 4 条 常勤役員は別表第 1「常勤役員の報酬月額」とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表 2「非常勤役員の報酬」に定める定額として支払うものとする。
- 3 評議員に対する報酬は、定款第 14 条第 1 項に定める総額を限度として、別表第 3「評議員の報酬」に定める定額として支払うものとする。

(報酬の支払)

第 5 条 報酬は、非常勤役員及び評議員には、理事会及び評議員会の出席の都度支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

(交通費)

第7条 非常勤役員及び評議員には、理事会及び評議員会の開催等にあたって、その実態に応じて交通費として支給する。

(費用)

第8条 この法人は、非常勤役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを必要とするものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成22年9月16日評議員会決議)

1. 平成26年2月7日 別表を一部改定

別 表

第 1 常勤役員の報酬月額

- ・ 月額 20,000 円以下 年間 240,000 円以下

第 2 非常勤役員の報酬

- ・ 理事会出席の都度、謝金として一人一律 5,000 円以下

第 3 評議員の報酬

- ・ 評議員会出席の都度、謝金として一人一律 5,000 円以下

以 上